



神奈川県労働局 発表

平成 26 年 7 月 28 日

神奈川県労働局労働基準部安全課

課長 酒井 康之

安全専門官 新名 早苗

電話 045 (211) 7352

FAX 045 (211) 0048

「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」の実施について

神奈川県労働局（局長 水野知親）は、県内の建築工事における墜落・転落災害を撲滅するため、本年 8 月を「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」として取組を強化することとしました。

1 目的

昨年（平成 25 年）、神奈川県下における建設業の労働災害による死亡者数は、13 人と過去最少を記録したが、本年 7 月 22 日現在、建築工事における墜落・転落による死亡者数については 6 人となり、昨年同期より増加している。

このため、神奈川県労働局においては、本年 8 月 1 日～31 日を「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」として、建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防」という）と連携し、建築工事における墜落・転落による労働災害の撲滅を図るとともに、この夏季をとらえ、熱中症予防対策の徹底を図ることとした。

2 実施事項（抄）

- (1) 墜落・転落災害防止を主眼とした建築工事現場に対する集中的監督指導等の実施
- (2) 墜落・転落災害の撲滅に向けた、建災防との合同パトロールの実施
- (3) 建災防会員事業場における、足場、作業床、開口部の墜落防止措置状況の一斉点検の実施
- (4) 県内事業者に対する、周知広報・啓発活動の実施

（*詳細は、別紙「実施要綱」を参照してください。）

「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」実施要綱

神奈川県労働局

1 目的

平成25年の神奈川県下における建設業の労働災害による死亡者数は、13人と過去最少を記録したが、本年においては、建築工事における墜落・転落による死亡災害が増加していることから、本年8月を「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」とし、墜落・転落による労働災害の撲滅を図ることとする。

併せて、この夏季をとらえ、熱中症予防対策の徹底を図ることとする。

2 期間

平成26年8月1日（金）～8月31日（日）

3 平成26年の県内の建築工事業における労働災害の現状

(1) 死亡者数 [7月24日現在]

6人（対前年同期+3人）

うち墜落・転落による死亡者数6人（対前年同期+5人）

(2) 休業4日以上之死傷者数 [6月30日現在]

218人（対前年同期△5人）

うち墜落・転落による休業4日以上之死傷者数 78人（対前年同期△2人）

【参考】

県内の建設業全体の労働災害の現状

(1) 平成25年

ア 死亡者数 13人

うち墜落・転落による死亡者数5人

イ 休業4日以上之死傷者数 871人

うち墜落・転落による死傷者数308人

(2) 平成26年

ア 死亡者数 [7月24日現在]

7人（対前年同期△1人）

うち墜落・転落による死亡者数6人（対前年同期+4人）

イ 休業4日以上之死傷者数 [6月30日現在]

318人（対前年同期△19人）

うち墜落・転落による死傷者数103人（対前年同期△9人）

4 月間中の主な実施事項

建築工事における墜落・転落災害の発生を防止し、労働災害の撲滅を図るため、建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防」という。）と連携するとともに、神奈川労働局及び労働基準監督署において、下記に定める事項を実施する。

併せて、熱中症予防対策の徹底を図るための啓発指導を行うこととする。

記

1 神奈川労働局実施事項

- (1) 建災防に対する緊急要請
- (2) 建災防と労働局の幹部による労働災害防止に関する会議の開催
- (3) 墜落・転落災害の防止に関する事業者等に対する啓発指導
- (4) 墜落・転落災害防止を主眼とした建築工事現場に対する集中的監督指導等の実施
- (5) 周知広報活動

2 労働基準監督署実施事項

- (1) 墜落・転落災害防止を主眼とした建築工事現場に対する集中的監督指導の実施
- (2) 工事現場責任者との労働災害防止に関する会議の開催
- (3) 建災防との合同パトロールの実施
- (4) 事業主に対する個別の啓発指導

3 建災防の実施事項

- (1) 会員事業場における足場、作業床、開口部の墜落・転落防止措置状況の一斉点検の実施
- (2) 高所作業における安全带使用状況の日常点検の促進
- (3) 建築工事現場に対する墜落・転落災害の撲滅に向けた自主的パトロールの実施
- (4) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知と、ハーネス型安全带の普及促進

墜落・転落災害を撲滅しよう！

「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」

(平成26年8月1日～8月31日)

神奈川県内では、建設工事における墜落・転落による死亡労働災害が多発しています。墜落・転落災害は、重篤な結果につながるため、特に次の点に注意しましょう。

- 1 足場や開口部など、墜落・転落による危険のおそれのある箇所を重点的に点検し、必要な墜落防止措置を講じた上で作業を開始する。
- 2 わく組足場については、「上さん」の追加や「手すり先行専用足場」の設置、わく組足場以外の足場については「幅木」の追加など、「より安全な措置」の導入を検討する。
- 3 設備的な墜落防止措置を講ずることが困難な場合は、安全帯の使用を徹底するとともに、「ハーネス型安全帯」の採用を積極的に検討する。
- 4 不安全行動等を見つけた場合の「声掛け運動」を全員に徹底する。
- 5 日々、作業ごとのリスクアセスメントを確実に実施し、朝礼時における現場作業員全体への周知を徹底する。

「No More 墜落・転落災害」

神奈川県における墜落・転落による死亡災害発生状況
(平成25年9月～平成26年6月末)

年	月・時間	業種・事業規模	被害者の年代	起因物・事故の型	概要
平成25年	9月 13時頃	建築工事業 1～9名	40代	屋根 墜落、転落	屋根の塗装工事において、2階屋根を移動中に約6mの高さから墜落したものの。
	11月 14時頃	建築工事業 1～9名	20代	屋根 墜落、転落	4階建てアパートの防水工事中に屋上のパラペットを越え、約1.2m墜落し、9日後に死亡したものの。屋上には高さ32cmのパラペットがあるのみで、足場、手すり、親綱等は無かった。被災者は工具を入れるため安全帯を着用していたが、保護帽は被っていないかったものの。
	12月 17時頃	その他の建設業 1～9名	60代	構築物 墜落、転落	道路脇の電柱に設置された街灯（高さ約5m）の蛍光灯を交換する作業中に墜落したものの。
	12月 9時頃	建築工事業 1～9名	60代	はり 墜落、転落	木造2階建て建築現場で大梁と大梁の繋ぎ材の取付け作業中に約3.2m墜落したものの。
平成26年	1月 8時頃	建築工事業 1～9名	10代	足場 墜落、転落	足場組み立て作業中に、足場の6層目において資材を滑車を用いて荷揚げしている際に、約1.1m下の地面に墜落したものの。
	1月 10時頃	建築工事業 1～9名	30代	建築物 墜落、転落	躯体工事がほぼ終了し、窓のクリーニング作業のため4階底に脚立を立て窓の外側を清掃中に墜落したものの。
	2月 11時頃	建築工事業 10～29名	30代	開口部 墜落、転落	3階建ビルの改修工事において、内装材の撤去作業中の被災者がエレベーター設置予定箇所の開口部から1階に墜落し、搬送先の病院で事故から約3週間後に死亡したものの。開口部には覆いがあったが何らかの理由により外れて墜落したものである。
	3月 14時頃	建築工事業 10～29名	40代	足場 墜落、転落	足場組立作業中に部材を持って、幅25cmの足場板上を移動の際に約5.5m下に墜落したものの。
	6月 10時頃	建築工事業 10～29名	60代	足場 墜落、転落	足場の解体作業中に、引っ掛かっていた解体ユニットが外れたはずみでバランスを崩して22.6m下の地上に墜落したものの。